

(お知らせ)

令和2年8月28日
防 衛 省

自衛隊の火薬庫の特別検査について

昨年10月、航空自衛隊基地内の火薬庫について、火薬庫設置後に基地内外に建設された保安物件（建物等）との間において、必要な保安距離※が確保されていない可能性及びそうした可能性が毎年の検査においても見逃されていた可能性が把握されました。

これを受け、防衛省においては、陸海空自衛隊、防衛大学校及び防衛装備庁が管理する全ての火薬庫について、保安距離の一斉点検のため、特別検査を行いました。その結果、防衛省・自衛隊が管理する全火薬庫1401棟のうち41棟について、不備を確認いたしました。さらにそのうち27棟の火薬庫については、保安距離が確保されていない可能性があり、直ちに火薬の貯蔵量を調整する等適切な措置をとりました（実際に貯蔵量を減らす必要のあったのは、このうちの18棟）。

残りの火薬庫14棟については、実際の保安距離に応じた火薬類が貯蔵されており、安全上の問題はないものの、承認された保安距離とは相違があったため、変更の手続きを行いました（これらの細部は別紙を参照）。

なお、火薬庫には土堤や堅牢な壁などの複数の安全策が施され、駐屯地等内を含めて危害が及ぶことを防止するよう措置されております。

弾薬類や火薬庫を常に適切に管理すべき陸海空自衛隊において、今般このような事案が発生したことは誠に遺憾です。防衛省といたしましては、不備があった火薬庫においては、既に貯蔵量を減らすなど安全確保を最優先とした措置に加え、必要な手続を実施いたしました。さらに今回の検査結果を踏まえ、今後の弾薬類や火薬庫の運用を厳正に行うべく、再発防止策を講じてまいります。

※ 火薬庫における不慮の災害に際しての危害を考慮し、あらかじめその附近の物件に対して確保しておかなければならない距離

以上

1. 特別検査の結果**(1) 検査の要領等**

ア 実施期間等

2019年11月29日から2020年4月17日まで

※ じ後、防衛装備庁等により各幕へのヒアリング等の確認作業やとりまとめ作業、
所要の手續等を実施

イ 検査の要領

火薬庫の管理者が、管理する全ての火薬庫の保安距離を巻尺、レーザー測距器、GPS等を使用し実測。保安距離に余裕がある場合に限り、国土地理院地形図又はこれに基づく地図により確認

ウ 結果概要

	火薬庫の 保有数	保安距離不足が確認された火薬庫数 (細部は別添のとおり)	
		駐屯地等外の物件 に対する不足	基地等内の物件 に対する不足
陸上自衛隊	933棟	12棟(1.3%)	0棟(0.0%)
海上自衛隊	224棟	0棟(0.0%)	2棟(0.9%)
航空自衛隊	237棟	2棟(0.8%)	11棟(4.6%)
防衛大学校	1棟	0棟(0.0%)	0棟(0.0%)
防衛装備庁	6棟	0棟(0.0%)	0棟(0.0%)
合計	1401棟	27棟(1.9%)	

※ このほかに、火薬庫14棟について、所要の手續き(最大貯蔵量の訂正)が行われていなかったことを確認

2. 原因・課題**(1) 毎年の保安検査が一部で形骸化**

- 前例を踏襲し、周辺に新しい建物が建設された等の状況の確認不足により、毎年の保安検査が適切に行われていない実態が散見

(2) 火薬庫の管理に関する課題

- 施設建設時における保安距離の認識不足(基地等内において保安距離内に新たな自衛隊施設を建設)

3. 対応及び再発防止策**(1) 対応**

- 保安距離不足の火薬庫について、既に弾薬等の実際の保管量を現に確保された保安距離に応じたものに変更。
- 基地等の保安距離内にある保安物件に該当する一部の自衛隊施設については、既にその運用を停止
- その上で、火薬庫設置条件の変更に係る経済産業大臣への通知を実施

(2) 再発防止策

- 周辺に新しい建物が建設されたことを確実に確認する等、保安検査の具体的な要領等について周知徹底。その上で、抜き打ち的な手法も採り入れ、保安検査の実効性を強化する方向で検討中
- 駐屯地等内における自衛隊施設新設時に、火薬庫からの保安距離を確実に確認するための仕組みの構築

以上

保安距離が不足していた火薬庫の一覧（1/2）

（駐屯地等外の物件に対する不足）

【陸上自衛隊】

一連 番号	所在地	駐屯地等	棟数	不足した距離（m）		
				0～10未満	10～20未満	20～60未満
1	群馬	吉井	4	2		2
2	兵庫	伊丹	2	2		
3	福岡	久留米	1	1		
4	大分	大分	1		1	
5	大分	湯布院	1			1
6	熊本	北熊本	1	1		
7	宮崎	都城	2			2
合 計			12	6	1	5

【航空自衛隊】

一連 番号	所在地	基地等	棟数	不足した距離（m）		
				0～10未満	10～20未満	20～60未満
8	秋田	加茂	1			1
9	沖縄	恩納	1		1	
合 計			2	0	1	1

※ このほかに、多賀城駐屯地（1棟）、大分分屯地（4棟）、飯塚駐屯地（1棟）、久留米駐屯地（2棟）、湯布院駐屯地（1棟）、八戸基地（3棟）、三沢基地（1棟）及び入間基地（1棟）について、所要の手續（最大貯蔵量の訂正）が行われていなかったことを確認

※ 以上の外数として今回の検査において、帯広駐屯地（5棟）については2019年末、知念分屯基地（1棟）においては2019年夏頃、至近における新規保安物件の建設が確認された。また、岐阜基地（3棟）については2020年に、保安物件の種別変更が確認された。これらは、じ後、問題のない案件として通常の手続に則って処理

保安距離が不足していた火薬庫の一覧（2/2）

（基地等内の物件に対する不足）

【海上自衛隊】

一連 番号	所在地	基地等	棟数	不足した距離（m）		
				0～10未満	10～20未満	20～60未満
10	神奈川	厚木	1		1	
11	長崎	大村	1			1
合 計			2	0	1	1

【航空自衛隊】

一連 番号	所在地	基地等	棟数	不足した距離（m）		
				0～10未満	10～20未満	20～60未満
12	北海道	網走	1		1	
13	北海道	根室	1		1	
14	青森	三沢	1	1		
15	茨城	百里	1	1		
16	石川	小松	1	1		
17	和歌山	串本	1	1		
18	山口	見島	1			1
19	長崎	福江島	1			1
20	長崎	海栗島	1	1		
21	宮崎	高畑山	1			1
22	鹿児島	下甕島	1			1
合 計			11	5	2	4